

独立行政法人国立特別支援教育総合研究所が
達成すべき業務運営に関する目標
(中期目標)

平成 2 8 年 3 月 1 日

文 部 科 学 省

目 次

I. 政策体系における法人の位置付け及び役割	1
II. 中期目標の期間	2
III. 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項	
1. 特別支援教育に係る実際の・総合的研究の推進による国の政策立案・施策推進等への寄与及び教育現場への貢献	
(1) 国の政策課題等に対応した研究の推進と研究成果の普及	3
(2) 評価システムの充実による研究の質の向上	4
2. 各都道府県等における特別支援教育政策や教育実践等の推進に寄与する指導者の養成	
(1) 国の政策課題や教育現場のニーズ等に対応できる指導者の専門性の向上	4
(2) 各都道府県等が実施する教員の資質向上に関わる支援	5
3. 総合的な情報収集・発信や広報の充実及び関係機関等との連携強化を通じた特別支援教育に関する幅広い関係者の理解の促進	
(1) 戦略的かつ総合的な情報収集・発信の推進	5
(2) 特別支援教育に関する理解啓発活動の推進	6
(3) 関係団体等との連携による学校支援及び日本人学校への相談支援	7
4. インクルーシブ教育システム推進センター設置によるインクルーシブ教育システム構築への寄与	
(1) インクルーシブ教育システムの構築に向けて地域が直面する課題の解決に資する研究の推進	8
(2) 権利条約の批准を踏まえた国際的動向の把握と海外の研究機関との研究交流の推進	8
(3) インクルーシブ教育システムの構築に向けて、都道府県・市町村・学校が直面する課題の解決に資する情報発信・相談支援の充実	9
IV. 業務運営の効率化に関する事項	
1. 業務改善の取組	9
2. 予算執行の効率化	10

3. 間接業務等の共同実施	10
4. 給与水準の適正化	10

V. 財務内容の改善に関する事項

1. 自己収入の確保	10
2. 体育館及びグラウンドの外部利用の促進	11
3. 保有財産の見直し	11
4. 固定的経費の節減	12

VI. その他業務運営に関する重要事項

1. 内部統制の充実	12
2. 情報セキュリティ対策の推進	12
3. 筑波大学附属久里浜特別支援学校との連携・協力	12
4. 施設・整備に関する計画	12
5. 人事に関する計画	13

※下線を引いた事業を一定の事業等のまとまりとする。

独立行政法人通則法（平成 11 年法律第 103 号。）第 29 条の規定に基づき、独立行政法人国立特別支援教育総合研究所（以下「研究所」という。）が達成すべき業務運営に関する目標（以下「中期目標」という。）を次のとおり定める。

I 政策体系における法人の位置付け及び役割

我が国が目指すべき社会は、障害の有無にかかわらず、誰もが相互に人格と個性を尊重し支え合い、人々の多様な在り方を相互に認め合える全員参加型の共生社会である。

共生社会の形成に向けて、障害者の権利に関する条約（以下「権利条約」という。）が提唱するインクルーシブ教育システムの構築が重要である。権利条約第 24 条によれば、「インクルーシブ教育システム」とは、人間の多様性の尊重等の強化、障害者が精神的及び身体的な能力等を可能な最大限度まで発達させ、自由な社会に効果的に参加することを可能とするとの目的の下、障害のある者と障害のない者が共に学ぶ仕組みであり、障害のある者が「一般的な教育制度」から排除されないこと、自己の生活する地域において初等中等教育の機会が与えられること、個人に必要な「合理的配慮」が提供されること等が求められている。

特別支援教育は、障害のある幼児児童生徒の自立や社会参加に向けた主体的な取組を支援するという視点に立ち、幼児児童生徒一人一人の教育的ニーズを把握し、その持てる力を高め、生活や学習上の困難を改善又は克服するため、適切な指導及び必要な支援を行うものであり、共生社会の形成に向けて、インクルーシブ教育システムの構築のために必要不可欠なものである。

我が国は、平成 19 年の権利条約への署名以降、インクルーシブ教育システムの構築に向け、特別支援教育の推進に関する諸般の取組を実施してきた。中央教育審議会初等中等教育分科会が平成 24 年 7 月に公表した「共生社会の形成に向けたインクルーシブ教育システム構築のための特別支援教育の推進（報告）」（以下「報告」という。）を踏まえた就学先決定に係る制度の改正や各種事業の実施もその一環であり、研究所も、教員の専門性向上のための研修の実施や、文部科学省の事業の成果を収集・分析した「『合理的配慮』実践事例データベース」の開設など、重要な役割を担ってきた。

平成 26 年 1 月に、我が国は権利条約を批准した。今後は、これまでに実施した施策の進捗状況を踏まえ、追加的な環境整備や教職員の専門性向上のための方策を検討し、最終的には、条約の理念が目指す共生社会の形成

に向けてインクルーシブ教育システムを構築していくことを目指し、特別支援教育の推進を一層加速することが重要な政策課題となる。

このような中、研究所においては、我が国唯一の特別支援教育のナショナルセンターとして、国や地方公共団体等と連携・協力しつつ、インクルーシブ教育システムの構築に向けて、特別支援教育を取り巻く国内外の情勢の変化も踏まえた国の政策課題や教育現場の課題に柔軟かつ迅速に対応する業務運営を行い、もって障害のある子供一人一人の教育的ニーズに対応した教育の実現に貢献することをミッション（使命）とする。

このミッションを達成するためのビジョン（方向性）として、研究所は、国との連携を密にし、①国の特別支援教育政策立案及び施策の推進等に寄与する研究を行い、研究成果の幅広い普及を図ること、②各都道府県等における特別支援教育政策や教育実践等の推進に寄与する指導者の育成や資質向上に係る支援等を行うこと、③特別支援教育に関する情報収集・情報発信を充実するとともに、幅広い関係者の理解の促進、関係団体と連携した効率的・効果的な情報提供を行うこと、④インクルーシブ教育システムに係る研究所のリソースを一元化したセンターを設置し、各都道府県・市町村の直面する課題の解決に寄与する取組等を行うこと等により特別支援教育の振興に寄与するものとする。

中期目標期間においては、研究所のミッションとビジョンに基づき、インクルーシブ教育システムの構築、障害のある子供一人一人の教育的ニーズに対応した教育の実現に寄与するため、地方公共団体や大学等との役割分担を踏まえ、国の政策課題や教育現場等の喫緊の課題等に対応した研究活動を核として、研修事業、相談支援、情報普及等を一体的に実施し、特別支援教育に係る我が国唯一のナショナルセンターとして、より一層の国の政策の実現に貢献していく必要がある。

（別添）政策体系図

Ⅱ 中期目標の期間

中期目標の期間は、平成28年（2016年）4月1日から平成33年（2021年）3月31日までの5年間とする。

Ⅲ 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項

1. 特別支援教育に係る実地的・総合的研究の推進による国の政策立案・施策推進等への寄与及び教育現場への貢献

(1) 国の政策課題等に対応した研究の推進と研究成果の普及

権利条約の批准、次期障害者基本計画の策定等、国内外の障害者施策を取り巻く状況の変化等を踏まえ、特別支援教育のナショナルセンターとして研究を戦略的かつ組織的に実施するため、国との密接な連携による国の政策課題に対応した研究を中心に精選、重点化して実施し、障害のある子供一人一人の教育的ニーズに対応した教育の実現に貢献すること。

これらの研究の実施に当たっては、中期目標期間において実施する研究について、国との協議を経て研究体系を策定し、研究の背景・必要性や研究の行程、達成すべき成果を明示したロードマップを早急に明らかにするとともに、各都道府県教育委員会や特別支援学校長会等の関係機関に対する研究ニーズ調査を行うことや学校長会、保護者団体、大学等の関係機関・団体と相互の課題認識・研究方法・研究資源などを共有することにより、より効率的かつ効果的に研究を推進すること。

研究成果については、特別支援教育に関する国の政策立案・施策推進等に寄与するよう国に提供するとともに、都道府県教育委員会・特別支援教育センター等はもとより広く一般にも公開するなど、研究成果等の普及を図ること。

なお、研究成果が教育現場等に対し有効に提供・活用されているか否かについて検証すること。

【指標】

- ・インクルーシブ教育システム構築における取組の成果や課題を可視化するための評価指標の開発など、国が政策立案・施策実施等のために必要とする課題に関する調査研究を毎年度10件程度実施する。（平成23年度：16件、平成24年度：10件、平成25年度：10件、平成26年度：11件、平成27年度：11件）
- ・教育委員会、学校等の教育現場における研究成果の活用状況（研修会等への活用実績や授業実践への活用実績等）を毎年度調査し、半数以上の現場で改善に活用される。

【重要度：高】 【優先度：高】

研究活動は、研究所の諸活動の中核であり、国の政策立案・施策推進に直接に寄与することはもとより、研修事業や情報普及活動を

通じて研究成果を教育現場に還元する等、重要度、優先度は高い。

(2) 評価システムの充実による研究の質の向上

研究の実施に当たっては、特別支援教育政策の充実及び教育現場の教育実践等の推進に貢献する観点から、内部評価及び外部評価を実施し、研究計画・内容の改善、研究の効果的・効率的実施及び研究の質的向上を図ること。また、PDCAサイクルを確立し、十分に機能させ、研究内容の更なる質的向上を図るための評価システムを充実すること。

【指標】

- ・ 研究所運営委員会の行う外部評価において、全ての研究において高い評価（５段階評価で４以上）を得る（平成 23 年度～平成 26 年度実績：全ての研究で４以上の評価）。

2. 各都道府県等における特別支援教育政策や教育実践等の推進に寄与する指導者の養成

(1) 国の政策課題や教育現場のニーズ等に対応できる指導者の専門性の向上

インクルーシブ教育システムの構築に向けて、各都道府県等における特別支援教育政策や教育実践等の推進に寄与する指導者の養成を図るため、各都道府県等における障害種ごとの教育の中核となる教職員を対象とした専門的・技術的な研修及び各都道府県等における指導的立場にある教職員を対象とした特別支援教育政策上や教育現場等の喫緊の課題等に対応した専門的・技術的な研修を実施すること。

研修の実施に当たっては、その実施状況を踏まえた課題や改善が必要な事項等を整理するとともに、教員研修センターなどの関係機関との連携等研究所の研修に求められるニーズを的確に把握し、社会情勢の変化等を勘案した集中と選択の観点から、研修の背景、必要性や具体的な内容を明らかにした研修体系を早急に策定すること。

さらに、研修を通じて、国の特別支援教育政策や研究成果等の最新の知見等を普及するとともに、国の特別支援教育政策の動向や教育委員会・受講者等の意見を踏まえたカリキュラム等の見直しを行い、PDCAサイクルを十分に機能させる取組を行うこと。

【指標】

- ・教育委員会等派遣元に対して調査を実施し、研修受講者の研修修了後における指導的役割の実現状況について80%以上の達成を図る。
- ・研修受講者が事前に設定した自己目標の研修修了直後における実現状況について80%以上の達成を図る。

【優先度：高】

各都道府県等の特別支援教育の指導者養成は、喫緊の課題であり、優先度は高い。

(2) 各都道府県等が実施する教員の資質向上に関わる支援

各都道府県等におけるインクルーシブ教育システムの構築に向けた幅広い教員の資質向上のため、多様な学びの場に対応した講義配信コンテンツの計画的な整備を図り、インターネットにより学校教育関係者等へ配信すること。また、特別支援学校教諭免許状取得率向上のための免許法認定通信教育及び免許法認定講習を実施すること。

これらの実施に当たっては、利用者のアンケート調査等を基に、内容及び運用の改善を図ること。

【指標】

- ・講義配信の受講登録数を、中期目標期間終了までに、4,000人以上とする（平成28年1月現在登録機関数：1,156機関。平成28年度以降、利便性向上のため個人登録に変更。）
- ・免許法認定通信教育及び免許法認定講習による単位取得者数を中期目標期間終了までに、3,000人以上とする。

【重要度：高】 【難易度：高】

各都道府県等が進める教職員の資質向上への支援は、喫緊の課題であり、重要度は高い。また、免許法認定通信教育は、新たにシステムを構築して、運用を図るもので、コンテンツの新規整備や各都道府県における試験の実施等、様々な課題があり、難易度は高い。

3. 総合的な情報収集・発信や広報の充実及び関係機関等との連携強化を通じた特別支援教育に関する幅広い関係者の理解の促進

(1) 戦略的かつ総合的な情報収集・発信の推進

我が国唯一の特別支援教育のナショナルセンターとして、特別支援教育の政策・施策及び現状や課題、研究所の存在や活動内容（研究内容やその成果）等について、学校、民間企業、各種団体等、多方面に周知させ、それら各方面からの理解・支援を得ることができるよう、情報収集・発信方策や広報の在り方を具体化し強化した広報戦略を早急に策定すること。

また、広報戦略に基づき、特別支援教育に関する政策・施策や研究活動及び教育現場の課題等に関する情報を系統的に収集するとともに、研究所の活動内容等と併せて、全ての学校をはじめとする関係者に必要かつ有益な情報が提供されるよう、研究成果の普及やインターネットを通じた情報提供の量的充実とその効果的・戦略的な取組を推進すること。

【指標】

- ・ 情報提供のコンテンツを充実し、広く学校、民間企業、各種団体等に周知するとともに、研究所メールマガジン購読者に対して、研究所ホームページの有用度（研究所ホームページの使いやすさ、情報量の多さ、情報の検索の容易さ等）に関するアンケート調査を定期的に行い、毎年度ホームページを改善する。平成 29 年度以降、ホームページの利用状況等を勘案し、更なる改善のための指標を検討する。

【重要度：高】

特別支援教育に係る有用な情報等を、教育関係者はもとより、民間企業や各種団体等に対しても広く提供し普及を図ることは、国の特別支援教育政策を進めていく上で重要であり、重要度は高い。

(2) 特別支援教育に関する理解啓発活動の推進

インクルーシブ教育システムの構築に向けて、研究所セミナー等の開催を通じて、教育委員会・学校・教員・国民への幅広い理解啓発活動を充実すること。特に、発達障害教育に関するインターネットを通じた情報提供の充実を図り、幼稚園、小・中・高等学校等の教員や保護者への理解促進を図ること。

また、特別支援教育における支援機器等教材に関する情報を収集し、

特別支援教育教材ポータルサイトの充実や研修会、展示会の開催により、幼稚園、小・中・高等学校及び特別支援学校の全ての学校において、支援機器等教材を広く普及させるための取組を実施すること。

【指標】

- ・特別支援学校及び特別支援学級等以外の学校関係者に対する研究所の役割や業務内容の認知度を中期目標期間終了までに、50%以上とする。
- ・支援機器等教材に関する研修会・展示会を毎年度、研究所セミナーや特別支援教育センター協議会において開催するとともに、教育委員会・教育センター等の協力を得て、地域の展示会・研修会を毎年度4回開催する。

【優先度：高】 【難易度：高】

研究所の認知度を高めることにより、より多くの者に必要な情報の提供や特別支援教育の理解促進が進むことが期待され、障害の有無にかかわらず誰もが相互に人格と個性を尊重する共生社会の形成に資する観点から、優先度は高い。

また、対象が、特別支援学校及び特別支援学級等以外であるため、これまで以上の積極的かつ効果的な広報が必要となり、難易度は高い。

- (3) 関係団体等との連携による学校支援及び日本人学校への相談支援
- 校長会、教育委員会、教育センター等関係団体と連携した学校への情報提供を充実し、効率的・効果的な特別支援教育に関する情報の普及を図ること。また、要請に応じ講師派遣を行うなど、各都道府県等における特別支援教育の施策推進を支援すること。

日本人学校に対して、保護者も含めた関係者への情報発信を行うとともに、教育相談支援等を必要に応じて行うこと。

【指標】

- ・各都道府県・市町村等への講師派遣を前中期目標期間に比して25%以上増加させる（平成23年度～平成26年度累計：1,340人）。
- ・毎年度、海外赴任教員（管理職等）研修会において、特別支援教育に関する情報提供を行うとともに、日本人学校に対し、特別支援教育に関する情報提供を定期的（年3回）に実施する。

4. インクルーシブ教育システム推進センター設置によるインクルーシブ教育システム構築への寄与

(1) インクルーシブ教育システムの構築に向けて地域が直面する課題の解決に資する研究の推進

権利条約の批准を踏まえ、我が国においてインクルーシブ教育システムの構築が急務となっていることから、各都道府県・市町村がインクルーシブ教育システムを構築していく上で直面する課題について、その解決を図るための実践的な研究（以下「地域実践研究」という。）を、地域の参画を得て推進すること。また、研究の成果を国及び各都道府県・市町村に提供すること。

【指標】

- ・ 地域実践研究の実施件数を中期目標期間終了までに、50 件以上とする。
- ・ 地域実践研究において、地域におけるインクルーシブ教育システム構築への貢献度 90% 以上を達成する。

【重要度：高】 【難易度：高】

権利条約の批准や「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」（平成 25 年法律第 65 号。以下「障害者差別解消法」という。）の施行を踏まえ、各地域におけるインクルーシブ教育システムの構築へ向けた取組を強力に推進するものであり、重要度は高い。また、地域と協働する新たな取組で、地域の実情に応じた様々な課題が想定され、難易度は高い。

(2) 権利条約の批准を踏まえた国際的動向の把握と海外の研究機関との研究交流の推進

我が国におけるインクルーシブ教育システムの構築に資するため、諸外国のインクルーシブ教育システム構築の動向を把握し、公表すること。

また、海外の特別支援教育の研究機関との交流を図り、研究の充実を図るとともに、国際的なシンポジウム等を開催し、広く情報の普及を図ること。

【指標】

- ・毎年度、諸外国のインクルーシブ教育システム構築の動向を把握し、普及を図るとともに、海外の研究機関とのシンポジウム等を定期的に開催する。

(3) インクルーシブ教育システムの構築に向けて、都道府県・市町村

- ・学校が直面する課題の解決に資する情報発信・相談支援の充実

インクルーシブ教育システムの構築に向けて、各都道府県・市町村・学校が直面する課題の解決に資するため、インクルーシブ教育システム構築支援データベースの充実を図るとともに、教育相談情報提供システムと一体的に運用し利便性の向上に努めること。その際、障害者差別解消法の趣旨を踏まえ、「『合理的配慮』実践事例データベース」については合意形成のプロセスを含む事例とするほか、一見して取組内容が分かる概要を作成するなど、閲覧者の利便性向上のため一層の工夫を行うこと。

また、インクルーシブ教育システムの構築（障害者差別解消法への対応を含む。）に係る各都道府県・市町村・学校からの相談に対する支援の充実を図ること。相談内容については、国における政策立案にも資するよう、関係者のプライバシーに配慮しつつ、国にも提供すること。

【指標】

- ・インクルーシブ教育システム構築支援データベースの活用について、登録件数を中期目標期間終了までに500件以上とする（平成26年4月～平成28年1月末現在事例登録件数：133件）。

【優先度：高】

インクルーシブ教育システムの構築に向けて、各都道府県・市町村・学校が直面する課題の解決に資する情報提供を充実していくもので、優先度は高い。

IV 業務運営の効率化に関する事項

1. 業務改善の取組

運営費交付金を充当して行う業務については、事業の重点化、管理部門の簡素化、効率的な運営体制の確保、個々の業務の予算管理の徹底、調達等合理化の取組等により業務運営コストの縮減を図ること。

中期目標期間中、退職手当、特殊要因経費を除き、毎事業年度につき、対前年度比一般管理費３％以上、業務経費１％以上の業務の効率化を図ること。

契約については、「独立行政法人における調達等合理化の取組の推進について」（平成２７年５月２５日総務大臣決定）に基づく取組を着実に実施すること。

２．予算執行の効率化

独立行政法人会計基準の改訂等により、運営費交付金の会計処理として、業務達成基準による収益化が原則とされたことを踏まえ、収益化単位の業務ごとに予算と実績を管理する体制を構築すること。

３．間接業務等の共同実施

「独立行政法人改革等に関する基本的な方針」（平成２５年１２月２４日閣議決定。以下「基本方針」という。）を踏まえ、研究所、国立女性教育会館、教員研修センター、国立青少年教育振興機構の４法人は、効果的・効率的な業務運営のために間接業務等を共同で実施し、中期目標期間中に１５業務以上の実施について検討するとともに、その取組を一層推進する。

４．給与水準の適正化

研究所の給与水準については、基本方針を踏まえ、国家公務員等の給与水準を十分に考慮し、手当を含め役職員給与の在り方について厳しく検証した上で、その適正化を図るとともに、給与水準及びその合理性・妥当性を対外的に公表すること。

V 財務内容の改善に関する事項

１．自己収入の確保

積極的に競争的資金等の外部資金導入を図るとともに、受益者負担の適正化による自己収入の確保に努めること。

宿泊研修施設については、更なる利用促進に向けた取組を行い、稼

働率の向上を図るとともに、定期的に料金を検証し、自己収入の拡大を図るために必要な措置を講じる。

2. 体育館及びグラウンドの外部利用の促進

体育館については、研修事業での活用を図るとともに、障害者スポーツでの利用を含め広く外部利用を促進するために、各種団体などへの積極的な働きかけなどの具体的な方針を早急に策定し、取組を推進すること。

グラウンドについては、体育館と同様に、障害者スポーツでの利用を含め広く外部利用を促進するために、各種団体などへの積極的な働きかけなどの具体的な方針を早急に策定し、取組を推進すること。

【指標】

- ・中期目標期間終了までに、体育館及びグラウンドの稼働率を50%以上とする（体育館 平成23年度：32.1%、平成24年度：19.0%、平成25年度：19.6%、平成26年度：13.7%、グラウンド 平成23年度：36.8%、平成24年度：38.6%、平成25年度：9.9%、平成26年度：6.7%）。

【優先度：高】 【難易度：高】

これまでの実績から、利用率向上のための取組を早急に進めていくことが必要であり、優先度は高い。また、研究所の立地条件から、早急な改善は困難と思われ、難易度は高い。

3. 保有財産の見直し

保有財産については、その保有の必要性について不断の見直しを行うこと。特に、体育館、グラウンドについては、利用実績等を踏まえ保有の必要性を検討すること。

4. 固定的経費の節減

会議等のペーパーレス化等、管理運営コストの節減、効率的な業務運営を行うこと等により、固定的経費の節減を図ること。

VI その他業務運営に関する重要事項

1. 内部統制の充実

研究所の内部統制については、基本方針を踏まえ、理事長のリーダーシップに基づく自主的・戦略的な組織運営、適切なガバナンスにより、国民に対する説明責任を果たしつつ、法人の政策実施機能の最大化を図るため、内部統制システムを充実・強化すること。

各種の規程を整備するとともに、内部統制の仕組みが確実に機能を発揮した上で組織及び業務の運営がなされるよう、

- ① 研究所のミッションや理事長の指示が確実に全役職員に伝達される仕組みの構築
- ② 研究所のマネジメント上必要なデータを組織内で収集・共有し、理事長に伝達した上で、組織・業務運営において活用
- ③ 内部統制が有効に機能しているかどうかを継続的にモニタリングを、理事長のリーダーシップの下、日常的に進めていくこと。

2. 情報セキュリティ対策の推進

政府機関の情報セキュリティ対策のための統一基準群を踏まえ、情報セキュリティ・ポリシーを適時適切に見直すとともに、これに基づき情報セキュリティ対策を講じ、情報システムに対するサイバー攻撃への防御力、攻撃に対する組織的対応能力の強化に取り組むこと。

また、対策の実施状況を毎年度把握し、PDCAサイクルにより情報セキュリティ対策の改善を図ること。

3. 筑波大学附属久里浜特別支援学校との連携・協力

研究所と筑波大学附属久里浜特別支援学校が、相互の連携による教育研究交流を通して、障害のある子供の教育に関する実地的・総合的な教育研究の推進を図ること。また、共同調達の取組について、一層推進するよう検討を進めること。

4. 施設・整備に関する計画

業務の円滑な実施に必要な施設整備を進めるとともに、管理施設の長寿命化のための計画的な修繕・改修等を推進すること。

5. 人事に関する計画

新規採用や人事交流等により、研究職員・事務職員の幅広い人材の確保に努めること。また、研修等の実施により職員の資質向上を図ること。

(別添)独立行政法人国立特別支援教育総合研究所に係る政策体系図

【国の政策】

障害者の権利に関する条約の批准を受け、共生社会の形成に向けたインクルーシブ教育システムの構築に向けた特別支援教育を推進

【法人の目的】

我が国唯一の特別支援教育のナショナルセンターとして、国や地方公共団体等と連携・協力しつつ、教育現場の課題に柔軟かつ迅速に対応



【第四期中期目標期間における法人のミッション・ビジョン】

○ミッション

障害のある子供一人一人の教育的ニーズに対応した教育の実現に貢献

○ビジョン

- ①国の特別支援教育政策立案及び施策の推進等に寄与する研究
- ②各都道府県等における特別支援教育政策や教育実践の推進に寄与する指導者の養成や資質向上に係る支援
- ③特別支援教育に関する情報収集・情報発信の充実、効果的な情報提供
- ④インクルーシブ教育システム推進センターの設置により、各都道府県等における課題の解決に寄与